

有効期間満了日 令和 11 年 3 月 31 日

熊組対第 857 号

令和 7 年 3 月 27 日

熊本県内の地方銀行と連携した特殊詐欺等に係る被害拡大防止及び迅速な捜査に向けた連携体制の構築における対応要領について（通達）

（概要）

金融機関が特殊詐欺等の被害の可能性が高いと判断される取引等を検知した場合に、警察へ必要な情報を迅速に提供する連携（以下「情報連携」という。）に関し、本県警察と熊本県内に本店を置く株式会社肥後銀行及び株式会社熊本銀行との間で、情報連携について協議が整い、令和 7 年 4 月 1 日から運用を開始することとしたため、金融機関から提供された情報に基づく所要の対応を的確に推進するよう通達したものである。